

東日本大震災からの復旧・復興に関する重点提言

東日本大震災からのすみやかな復旧・復興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

(1) 東日本大震災復興交付金について、採択基準を緩和するなど、柔軟に対応できる真に自由度の高いものとするとともに、必要な財源を確保すること。

また、被災地域の実情に照らした事業期間の延長を図るとともに、あわせて、延長の際には、財政措置の拡充を図ること。

(2) 災害復旧事業並びに市税の減免措置に係る震災復興特別交付税等地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講じること。

(3) 社会資本整備総合交付金（復興枠）については、平成 27 年度以降も継続すること。

(4) 被災地における普通交付税の合併算定替え適用期間について、復興計画の期間を踏まえ延長すること。

(5) 被災地においては、一時的かつ急激に人口が減少しており、平成 27 年国勢調査人口を普通交付税の算定基礎とすることは財政への影響が甚大であることから、震災の影響により人口減となる自治体においては、平成 22 年国勢調査人口を引き続き普通交付税算定基礎とする特例措置を設けること。

(6) 震災による行方不明者について、復旧が進まず浸水したままの地区においては、今後も捜索活動を継続すること。

あわせて、身元不明者についても、引続きDNA鑑定や似顔絵を公表することで、早期判明に努めること。

(7) 増大する復興事業への対応を図るため、全国の地方自治体からの被災市町村への職員派遣について必要な措置を講じること。

(8) 防災集団移転促進事業における全ての土地の買取りや土地購入後の活用など、弾力的な運用を図るとともに、必要な財政措置を講じること。

(9) 組合施行の土地区画整理事業について、地価下落分や土地取引の減少分に対応した補助制度の創設など、事業の早期完了に向けた財政措置を講じること。

(10) 埋蔵文化財包蔵地内で行われる復旧・復興関連事業の迅速化と発掘調査事業の円滑化を図るため、被災自治体の要請に基づいて、全国の地方自治体に対する職

員派遣に係る要請や調整等を行い、必要な人的支援を継続的に講じること。

(11) 農業相続人に課せられる農地等の相続税について、復興事業を早期に進めるため、一定の条件下で猶予される相続税の免除要件を緩和する措置を講じること。

(12) 被災者生活再建支援金の受付事務については、被災自治体の負担が非常に大きいことから、受付等の事務に係る経費について、財政措置を講じること。

(13) 被災自治体の土地取得に伴う登記嘱託業務については、今後、増加することが予想されることから、迅速な対応が出来るよう法務局の体制を整えること。

(14) 東日本大震災特別家賃低減化事業については、建物管理開始から 10 年間とされているが、低所得者の生活の維持のため、更なる支援延長を講じること。

また、6 年目以降は家賃補助が減少し地方の負担割合が増えることから、6 年目以降も負担割合を据え置くこと。

(15) 被災地域における入札不調が復興遅延の一因となることがないように、実勢価格を反映した公共工事設計労務単価を設定するなど復旧・復興事業の施行確保対策を講じること。

(16) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。

(17) 被災地における復興を推進するため、復興に係る計画策定や交付金申請等における資料作成、国等との協議の簡素化、土地利用に係る許可や要件の緩和措置を講じること。

(18) 都市自治体が被災自治体に対して様々な支援に取り組むことができるよう、広域的な支援体制の構築や情報伝達システムの導入などの環境整備に努めること。

2. 被災者の生活再建支援等について

(1) プレハブ仮設住宅建設用地等の貸借期間の終了に伴う返還や災害公営住宅整備等の公共事業の進展に伴うプレハブ仮設住宅団地の集約など、仮設住宅入居者の責めに帰さない事由により仮設住宅間の転居が生じる場合、当該転居に係る公的支援を行うにあたり必要かつ十分な財政措置を講じること。

(2) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、弾力的な学級編制ができるよう復興加配教員等の継続した配置を図るとともに、養護教諭や栄養教諭も含めた加配の充実を図ること。

(3) 災害援護資金貸付制度について、津波により住家全体が流出した場合など、被

害が甚大な世帯に対して貸付限度額の引き上げなど制度の拡充を図ること。

- (4) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除又は放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備すること。また、自治体個々の取組みには限界があるため、国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。
- (5) 被災者生活再建支援金について、津波被害や宅地被害に対する支援の必要性が明らかとなったことから、被災地の実態に鑑み、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の見直しを図ること。
- (6) 生活再建に向けた各種支援施策を、被災自治体や被災者を支援する団体等が継続的、安定的に実施できるよう、「地域支え合い体制づくり事業」をはじめ、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。
- (7) 介護保険制度について
 - ① 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、一層の財政措置を講じること。
 - ② 被災者の生活再建を支援する介護保険の利用者負担等の減免措置について、国の責任において全額財政措置を講じるとともに、平成 24 年 10 月以降の都市自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。
 - ③ 災害危険区域における移転促進区域内の土地等の譲渡に伴う所得があった第 1 号被保険者の介護保険料を減免した場合、その減免額について、平成 25 年度分から財政措置を講じること。
- (8) 国民健康保険制度等について
 - ① 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
 - ② 被災者の生活再建を支援する国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、平成 24 年 10 月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。
 - ③ 国民健康保険の所得割について、所得を基礎とする方式(旧ただし書き方式)による算出の場合、雑損失の繰越控除は非適用と定められているが、個人住民税における所得と整合が取れていないため、個人住民税と同様の総所得金額等を課税根拠とする算出方法の見直しを遡及して講じるとともに、被災者が多く

加入する自治体の雑損失の繰越控除による収入減少に対して財政支援策を講じること。

- (9) 被災地域の一日も早い復旧・復興が実現されるよう、地震により住家被害が甚大な場合の住宅再建支援について、財政支援の充実を図ること。
- (10) 「子ども被災者支援法（略称）」の理念に基づき、借上げ仮設住宅に係る入居期限の複数年延長や避難先における就労支援など、避難者の意見を踏まえた具体的な施策を推進すること。
- (11) 津波浸水区域外への保育所の移転を早急に進めるため、特定被災区域における安心こども基金による保育所等の複合化・多機能化推進事業を継続すること。

3. 地域産業の復興・再生について

- (1) 被災地域の賑わいを取り戻し、地域の再活性化を図るため、復興に向け都市自治体が独自に実施する取組みについて必要な財政措置を講じること。
- (2) 「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」について、次年度以降の制度継続を早期に明示するとともに、地域の実情に応じ事業が円滑に推進できるよう、制度の弾力的な運用を図ること。
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の導入支援制度の対象地域を特定被災地域の周辺地域にも拡充すること。
- (4) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の申請期間及び運用期間を延長すること。
- (5) 東日本大震災復興特別区域法に基づく税制の特例措置の期間の延長を図ること。
- (6) 東日本大震災被災地域において、復旧・復興対策が確実に実施されるよう必要な予算を確保するとともに、地域農業の再生や経営再開に向けた取組をより一層支援すること。

また、地域の中心となる経営体への農地集積等が円滑に実施できるよう、弾力的な復興支援を行うこと。

- (7) 震災等緊急雇用対応事業について、財政措置を拡充すること。
また、雇用期間を延長するとともに、対象地域を拡大すること。
- (8) 地域で働く意識醸成やU J I ターン促進に向けた取組み、新規就業者に係る研修等に対する制度の構築・拡充など、若者等の地元定着を図るための支援策を講じること。
- (9) 新たな企業誘致や雇用機会創出を図るため、震災関連人材育成支援奨励金の期

間を延長すること。

また、同奨励金と被災者雇用開発助成金について、支給要件緩和や支給額の増額など、支援内容の充実を図ること。

さらに、県域を越えた雇用確保対策など、被災地域内の企業への就労を促すための新たな施策を講じること。

- (10) 被災地の労働力不足を解消するため、労働者受入れに向けた支援策を拡充するなど、労働力確保対策を講じること。

4. 公共施設の復旧支援等について

- (1) 公共工事の発注については、国・県・市が連携し、発注見通し情報を一元化した公共事業実施体制を構築するとともに、被災地域における復旧・復興事業の優先的発注調整機能を早期に確立すること。
- (2) 被災した農業集落排水施設の撤去費用や滅失した施設に対する財政支援制度を創設すること。
- (3) 公立学校施設の耐震化については、東日本大震災復興特別会計等による支援措置を継続するとともに、事業補助率を一律2/3とし、改修事業については補助単価を実施単価とするよう国庫補助制度の見直しを図ること。
- (4) 学校を除く避難所施設、福祉避難所及び避難所併設小規模備蓄倉庫等における耐震化及び長寿命化対策に対する財政支援制度を構築するとともに、避難所用設備、備蓄非常食等の避難者用応急備品の整備及び避難所誘導案内板等整備に対する財政支援制度についても構築すること。
- (5) 市町村または広域行政等で実施する防災訓練等に対する財政支援制度を構築すること。
- (6) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。
- (7) 震災による犠牲者を鎮魂し、震災の教訓を後世に伝えていくための慰霊碑や慰霊空間の整備のための支援制度を創設すること。
- (8) 平成24年度に廃止された地方特定道路整備事業の代替措置を講じること。
- (9) 被災地域の産業復興、安全・安心なまちづくりを推進するため、復興道路・復興支援道路等の道路網を早期に整備すること。
- (10) 東日本大震災からの復旧・復興を進めるため、鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する助言・指導を強化するとともに、沿線自治体に負担が生じな

いよう、必要な財政支援措置を講じること。

(11) 東日本大震災に係る地域産業の復興・再生を進めるため、鉄道の早期復旧が図られるよう、地域の実情に応じ、鉄道事業者に対する支援措置を拡充すること。

また、鉄道復旧までの代替交通及び仮設住宅等からの公共交通を確保するため、必要な財政支援措置を講じること。

なお、地域公共交通確保維持改善事業については、被災市町村の指定を継続するとともに、幹線路線バスに対する特例措置を延長すること。

(12) 湾口防波堤と防潮堤等の海岸保全施設の速やかな復旧整備を図るとともに、現在整備中の湾口防波堤等についても早期に整備すること。

(13) 国際物流ターミナルについては、大型船に対応した大水深の耐震強化岸壁を早期に整備するとともに、港湾の背後へ再生可能エネルギーを核とした産業集積など、港湾機能の拡大を図ること。

地震・津波等災害防災対策の充実強化に関する 重点提言

地震・津波等災害防災対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地震・津波対策の充実強化について

(1) 「災害対策基本法」の抜本的改正や、「国土強靱化基本法」、「南海トラフ地震対策特別措置法」及び「首都直下地震対策特別措置法」の制定等により、災害対策法制が整備されたところであるが、地震・津波等災害防災対策をより一層進めるため、地震・津波被害を最小限とする「減災」の視点を取り入れた社会資本整備を国直轄で推進すること。

(2) 地震・津波対策について、発生が予測されている地震・津波の被害想定調査を早急に実施し、被害想定を各都市自治体に示すこと。

また、地域防災計画の見直し及び被害想定シミュレーションやハザードマップの整備等、都市自治体における防災・減災対策に対して十分な財政措置を講じること。

(3) 津波避難タワーをはじめ、避難路・海拔表示板の整備、道路法面を利用した津波一時避難場所の整備、浸水被害への排水等の津波対策に対して財政措置を拡充すること。

また、「南海トラフ地震対策特別措置法」における津波避難対策特別強化地域の指定箇所を拡大すること。

(4) 高台移転を計画するに当たり、事前に住民と行政が協働で行う高台移転に伴う会議の開催及び専門家派遣の支援を講じること。

また、企業や住宅、公共施設等の高台あるいは内陸移転について、土地利用の規制緩和を行うとともに、高台開発に対する補助について、病院、福祉施設等のみの移転においても補助対象とする等の要件緩和や財政措置の拡充を行うこと。

さらに、防災避難広場や津波避難タワー等の用地取得について、土地収用法による事業認定を受けずに譲渡所得の特別控除等の特例が適用される「特掲事業」とするよう租税特別措置法の適用を拡大すること。

(5) 防災拠点や避難所等の耐震化を一層推進するため、庁舎、公民館等の公共施設及び地域コミュニティ施設の耐震診断、耐震改修、大規模改修に対し、財政措置

を拡充すること。

また、耐震対策緊急促進事業について、平成 28 年 3 月末までの期限を延長するとともに、耐震診断の実施とその報告が義務付けられた「要緊急安全確認大規模建築物」についても、円滑な事業実施が可能となるよう一層の財政支援を講じること。

さらに、想定される最大級の強さを持つレベル 2 の地震・津波の対応を基本とした公共施設整備のガイドライン等を示すこと。

- (6) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づき耐震診断が義務化された建築物の診断結果については、改修の規模や期間、費用等のほか、所有者の実情にも十分配慮し、財政支援の強化を図ること。
- (7) 液状化被害の危険性が高い地域に対する対策に係る基準を公表するとともに、公共施設等だけでなく、民間建築物への液状化対策の対象範囲の拡大と財政措置を拡充すること。

2. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 防災行政無線のデジタル化に係る整備費及び維持管理経費の財政措置を拡充するとともに、国や消防機関等の無線局と同様、電波利用料を全額免除すること。

また、住民等からの情報が入りにくい地域における災害を早期に発見し、周知することができる情報収集システムを整備すること。

さらに、各通信事業者に対して、各都市自治体からの個人に対する災害情報が全ての機種で受信できるよう措置するなど、迅速かつ正確な伝達手段の拡充を図ること。

- (2) 地域の防災力を強化するため、都市自治体の実施する自主防災組織の活動、防災資機材の整備の財政措置を講じるとともに、組織の結成促進に対して支援を講じること。

また、自主防災組織が、防災のために津波避難施設（避難路・避難地・避難地備蓄倉庫等）を農地に整備する際の農地転用手続について、手続を行わずに施設の整備が可能となるよう農地法の緩和規定を設けること。

- (3) 災害応急対策又は災害復旧に必要な備蓄物資・資材等の購入及び更新、防災倉庫の新設・拡充に要する経費について、必要な財政措置を講じること。

また、避難地に専ら防災のための備蓄倉庫の用途に供する簡易な施設を整備する際に、建築確認申請が不要となるよう建築基準法に規定する建築確認の規定緩

和を図るとともに、地域住民等に供する防災倉庫についても学校施設内での整備が可能となるよう規定緩和を図ること。

さらに、食糧、生活必需品等の膨大な備蓄を要するものについては、国において、備蓄場所の確保も含めブロック毎の備蓄供給体制を確立すること。

- (4) 富士山火山防災対策については、火山灰や融雪型火山泥流等の更なる分析、避難など実際の運用、火山情報の共有化、関係機関の連携のあり方等の調査・研究を行い、防災対策に係る協議を継続すること。

また、噴火活動観測時において、国等関係機関が連携した早期の現地対策本部を設置し、避難者が広域避難できるよう避難先の確保や、高速道路を活用した避難体制を整備する等の火山防災対策を講じること。

- (5) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定区域内に立地する避難所及び周辺指定区域斜面の補強整備に要する経費について所要の財政措置を講じること。

- (6) 帰宅困難者への対策として、一時避難場所の確保を推進するなど、帰宅支援において行政や事業者を含めた関係機関が連携を図れる体制を整備すること。

- (7) 大規模災害発生時には、行政機能の低下を最小限に抑え、地域防災計画に基づく応急対策や復旧・復興対策を実行するとともに行政サービスを早期に再開する必要があることから、都市自治体が機能不全に陥った際の業務継続体制維持等に係る支援策を講じること。

- (8) 緊急防災・減災事業債について、永続的な実施を図るとともに、事業メニュー及び財政措置を拡充すること。

また、防災対策として実施される防波堤整備等の国直轄事業への地元負担金を免除すること。

- (9) 地震等の発生により想定される甚大な被害に対し、適切な支援活動の展開が可能となるよう、基幹的広域防災拠点等の設置箇所を増加させ早急に整備すること。

3. 発災時の支援対策の充実強化について

- (1) 災害復旧・復興を早期かつ着実に進めるため、国が負担する災害復旧事業に係る財政措置を拡充すること。

また、災害復旧事業に係る経費は膨大なものとなるため、その地方負担分に対する更なる支援の充実を図ること。

さらに、平成 22 年に廃止された災害復旧事業に係る工事雑費や事務費等に対

する国庫補助を早急に復活させること。

- (2) 大規模災害発生時の被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員の派遣などの都市自治体間の支援に係る仕組みや国の財政負担などを明確に位置づけること。

また、広域的な避難路・輸送路の整備等、都市自治体を越えた広域避難・輸送が迅速に行われるよう整備すること。

- (3) 被災者生活再建支援に対する財政措置を拡充すること。

また、災害救助法において都道府県が行う法定受託事務を指定都市が行えるようにするとともに、救助経費を直接国に対し求償できる制度を創設すること。

さらに、市町村単位に適用される災害救助法及び被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害により被災した全ての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和すること。

- (4) 災害援護資金貸付制度については、借受人の困窮状態等に応じた減免の適用、償還期限の延長や要件の緩和等、弾力的な取扱いができるようにすること。また、償還不能となった借受人及び保証人の償還金については、国も応分の負担を行うこと。

- (5) 東日本大震災に伴う地殻変動により、市町村管理の公共基準点について改定が必要となることから、改定に伴う費用について財政措置を講じること。

4. 消防・救急体制の充実強化について

- (1) 消防救急無線のデジタル化に対する補助対象要件を緩和するとともに、財政措置を拡充すること。

また、緊急消防援助隊設備整備費補助金等の補助金総額の確保、地方債充当率及び交付税算入率の引き上げ等の財政措置を講じること。

- (2) 消防の広域化、消防庁舎建替事業、消防車両の更新・点検整備について、財政措置を拡充すること。

また、人口 10 万人以上を対象とする高機能消防指令センター総合整備事業については、都市自治体の実情に応じて対象とするとともに財政措置を拡充すること。

- (3) 常備消防費及び救急業務費等を含む地方交付税の消防費の単位費用算定基礎は、現行「人口」であるが、面積、高齢化の状況、辺地・離島・山村等地域の抱える状況等を考慮し、実情をより反映した算定とすること。

(4) 地域防災力の中核として位置づけられる消防団活動への支援として、機動力強化、新規加入の促進、団員処遇及び活動のための装備の改善、資機材の確保等に関わる具体的な財政措置を講じること。

東京電力福島第一原子力発電所事故への対応と 原子力安全対策等に関する重点提言

東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束と完全な賠償、そして放射性物質による国民・住民生活に対する影響への対応、原子力安全・防災対策の充実、汚染水対策の着実な推進、さらには、中・長期的なエネルギー政策の構築等、下記事項について国の責任と財政負担により、万全の措置を講じられたい。

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について

(1) 原発事故に関する対応への財政措置等について

- ① 原発事故に伴う損耗残価率の適用により大幅減収となった固定資産税や都市計画税など、税収の減収分について財政措置を講じること。
- ② 普通交付税における地域の元気創造事業費の算定（市町村分）については、農業産出額を算定指標としているが、原発事故被災地では、農業産出額の伸び率が期待できないことから、特殊事情を考慮した算定を行うこと。

(2) 放射性物質の除染対策について

- ① 放射性物質で汚染された農林業系副産物等の廃棄物、土壌、焼却灰等の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセス及び中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の設置について、国が迅速に責任を持って対応すること。また、基準値内の一般廃棄物についても、指定廃棄物と一体的な処理を国が責任をもって行うこと。
- ② 農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業をその処理が終了するまで継続するとともに、これらの減容化施設については、国と県が連携し、必要性や安全性に関する説明を行い、計画地域の理解を得ること。
- ③ 地域の除染を迅速に進めるため、除染方法に関する協議を簡素化し、除染実施者である市町村が現場の状況に応じた除染方法や手順を速やかにかつ柔軟に選択することができるよう運用を見直し、除染にかかる経費の対象範囲を拡充すること。また、除染経費について実態に即した標準単価を設定するとともに、国が全額を負担すること。
- ④ 効果が低かった場合や再汚染した場合など、繰り返し除染を実施した場合の

経費についても財政措置を講じるとともに、対応策を確立すること。

- ⑤ 新たな除染手法・技術を検証し、より有効な手法は積極的に採用するなど随時「除染関係ガイドライン」を見直し、国が費用負担する除染に係る経費対象として認めること。また、都市自治体の実施する除染作業は人員確保に苦慮していることから、委託基準について特段の配慮を講じること。
- ⑥ 都市自治体が必要と認めるホットスポット（低線量の地域の中で局所的に線量が高い箇所等）対策について財政措置を講じること。
- ⑦ 大規模事業所（ゴルフ場等）に係る除染について具体的な手法を確立するとともに、国の責任において除染すること。
- ⑧ 河川等における除染については、国の責任において対策等の方針を示すとともに、適切な措置が講じられるまでの間、適切な測定ポイントを選定の上、空間放射線量の測定を実施し、その結果を公表するなど十分な情報提供を行うこと。
- ⑨ 果樹の放射性物質対策である改植事業については、表土除染と一体的に行うこと。
- ⑩ 大気、海水、農地、農林水産物などに対する放射線モニタリング体制の強化を図るとともに、住民の冷静な行動を促す適切な情報伝達体制を構築すること。
- ⑪ 放射性物質を含む焼却灰等や下水汚泥等の廃棄物の処理については、放射能汚染濃度に関わらず、国の責任において、最終処分場を確保するなど適切に処分できるよう早急に必要な措置を講じるとともに、処分等の安全性について国民へ十分な周知を図ること。
- ⑫ 一定地域内の一般家庭等において薪ストーブを使用した際に発生する灰の取扱の基準の明確化等を図ること。

（３）汚染水対策について

東京電力福島第一原子力発電所の汚染水対策については、国が主体的に取り組む、実効性のある地下水対策、汚染水流出阻止及び風評被害防止に関する措置を可及的速やかに実施すること。

（４）原発事故に伴う損害賠償の適正な実施及び迅速化について

- ① 原子力損害の賠償に関する法律第３条に基づく各被災自治体による損害賠償請求については、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針に基づき完全賠償を

実施するとともに、県境で区別することなく適切な損害賠償・費用負担を行うよう東京電力に対し強く指導すること。

- ② 被災者に対する総合的かつ継続的な相談体制の確保を図るため、国及び東京電力が主体となり、各種窓口を一元化するとともに、総合的な判断ができる総括責任者を常駐させること。
- ③ 被災者が公平に賠償を受けられるよう原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を基に、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の賠償基準を明確にすること。
- ④ 原発事故により風評被害を受けた観光業者及び商工業者や、農林水産物の出荷制限や風評被害など全ての損害について、迅速かつ適正な賠償を行うよう東京電力に対し強く指導するとともに、被害額の算定基準の更なる明確化を図ること。
また、農産物の生産の廃業に伴って不要となる施設、機械設備の賠償方針を早期に示すよう指導すること。
- ⑤ 住民や企業等が自ら行った放射性物質検査費用及び除染費用については、全額賠償するよう東京電力に対し強く指導すること。
- ⑥ 住民が放射能による不安や精神的苦痛を抱えたまま生活を余儀なくされている現状を受け止め、平成 24 年 9 月以降の精神的損害に対して、迅速かつ誠実に賠償がなされるよう、東京電力に対して強く指導すること。
- ⑦ 旧屋内退避区域と旧緊急時避難準備区域における避難指示区域解除後の賠償期間の公平な取扱いを行うとともに、旧屋内退避区域に係る財物賠償について速やかに対応すること。

(5) 食品等の安全確保対策への支援について

- ① 米の全量全袋検査に要する経費については、引き続き震災復興特別交付税により措置するなど十分な財政措置を講じること。
- ② カリ肥料等放射性物質吸収抑制資材の散布に係る費用については、震災復興特別交付税等により十分な財政措置を講じるとともに、その運用に当たっては、地域の実情に十分配慮すること。
- ③ モニタリング体制の維持・充実を図りながら、農林水産物等に係る放射性物質検査体制の充実や積極的な PR など、地域と連携した取組を推進すること。
また、住民の食品に対する不安を払拭するため、国の責任において、きめ細

かな説明を住民に対して行うこと。

- ④ 山菜・野生きのこ類の出荷が可能となるよう、具体的取組について指導支援すること。科学的知見をもって、放射性セシウムの移行メカニズムを明らかにし、出荷の見通しを立てられるようにすること。

(6) 医師確保対策等について

- ① 原発被災地へ不足する医師・看護師等の医療スタッフを配置するとともに、原発事故に伴い避難等指定区域以外の地域でも、医師、検査技師、看護師等の医療従事者の流出による人手不足が深刻化していることから、これら医療従事者の確保については、国の施策により早急に対策を講じること。また、私的病院の医療体制の確保を図るため、所要の財政措置を講じること。
- ② 医療機関の甲状腺検査に関する人材育成、機器整備等に対する支援を行うこと。

(7) 住民の健康確保について

- ① 全国に避難している住民も含めた内部被ばく検査環境の整備を早急に進めるとともに、ホールボディカウンターの購入費用など内部被ばく検査に係る経費及び長期的な健康管理に要する全ての費用について十分な財政措置を講じること。また、これら対策の実現に当たっては、関係自治体への説明及び意見交換を早急に行うこと。
- ② 「子ども被災者支援法」の基本方針において定められた支援施策を推進するとともに、同方針における支援対象地域、準支援対象地域について、同法に定める一定基準以上の放射線量が計測された地域の基準を、合理的に説明できるものにする事。
- ③ 子どもたちの発達段階ごとに生じる疾患に対する医療と研究を推進し、長期的な健康管理体制を確保するため、病院施設・研究所・健康増進センター等の機能を複合化した総合小児医療センターを整備すること。また、学校において体系的な放射線教育を実施すること。
- ④ 甲状腺検査について、検査結果の客観的妥当性を確保する必要があることから、全国規模の詳細な比較調査を実施すること。
- ⑤ 全国民に対し、放射能及びその健康に及ぼす影響に関する正しい知識を啓発すること。

- ⑥ 原子力災害による放射線に対する健康不安の解消や避難者の早期帰還を促進するため、学校施設における空調設備の整備に対する財政措置を充実すること。
- ⑦ 原発事故に起因する病気の早期発見のため、特定健康診査及びがん検診などの市民検診の枠組みをなくし、年齢にかかわらず全ての住民に速やかに健康診断を実施できるよう特別の法制化、検診実施体制の整備・支援、各保険者の財政負担の軽減を図ること。
- ⑧ 安定ヨウ素剤の配備及び服用方法について、事故検証を踏まえ、実効性のある対策の明確な方針を示し、都市自治体の取組に対し積極的に協力すること。また、服用に係る免責制度や患者の補償制度を創設すること。

(8) 自主避難者等に対する生活再建支援について

- ① 原発事故により現在もなお避難を続けている住民が1日でも早く帰還できるよう、その取組を拡充すること。
- ② 避難者受入市町村の負担が生じないように、受入に伴い生じている特例事務以外の行政サービスについても十分な財政措置を講じること。
- ③ 復興公営住宅の整備にあたっては、入居者の視点からの的確なニーズを捉え、実情に応じた財政措置を講じること。
また、高齢者に対する介護施設整備等、介護サービスの提供について十分な対策を講じること。

(9) 風評被害対策及び産業の流出防止対策の充実について

- ① 消費者の安全で安心な消費生活の実現を図るため、地方消費者行政活性化交付金の必要額を確保すること。また、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。
- ② 風評被害払拭のため、広報等に対する支援、国内外からの観光誘客や大規模な国際会議等の開催・誘致等幅広い施策を講じること。
- ③ 風評被害も含めあらゆる分野において厳しい状況が続いていることから、地域経済の活性化と安定した雇用の創出を図るため、新たな企業誘致に繋がる工業団地整備に対する財政措置を講じること。
- ④ 観光誘客を推進するため、観光道路の整備をはじめ各種施策等に要する費用について、財政措置を講じること。

- ⑤ ほだ場の除染によって発生する落葉層の処理を迅速に行い、しいたけ生産サイクルの回復と経営再建のための支援制度を創設すること。
- ⑥ 被災地においては、野生鳥獣の捕獲活動が低下したこと等により、イノシシ等の鳥獣による農林作物被害が拡大していることから、地域における侵入防止柵等の鳥獣被害防止の取組に対し財政措置を講じること。
- ⑦ 被災地の伝統工芸品の長期的な需要創出に資するよう、必要な振興策を講じること。

2. 原子力安全・防災対策の充実について

(1) 原発事故の徹底した検証に基づく原子力発電所の安全性の確保について

- ① 東京電力福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査の下、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に必要な科学的知見の整備・蓄積を行い、更なる高度化を図ること。

- ② 使用済燃料対策については、問題解決に向け、国が前面に立って取り組むこと。

(2) 原子力防災体制の充実強化について

- ① 原子力関係施設に対する地震・津波対策など新たな規制基準を厳格に適用することはもとより、各種防護対策の具体的な内容やプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）についての検討結果を早急に示すなど、万全な防災対策を構築すること。また、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安解消に努めること。
- ② 原子力災害対策指針における 30km 圏外の地域に対する原子力防災指針の見直しに当たっては、原子力防災対策の基準や対策の具体的な内容を速やかに明らかにするとともに、対策実施段階での具体的な手順や方法を提示し、対策に要する費用について十分な財政措置を講じること。
- ③ 地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域避難計画の実効性を高めるため、国は、原子力防災対策指針における未解決課題の方針を示すとともに、住民等の広域避難に係る避難先や避難ルートの決定、住民等の避難手段の確保に必要な

な調整、避難経路となる道路等の災害復旧や通行規制、円滑な避難を実現する経路の整備・確保に係る調整・対応の仕組みの構築など都市自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が連携して支援すること。さらに、原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。

- ④ 住民の安全・安心確保のため、モニタリングポストや放射線測定装置、原子力防災機材等の増設・整備を適切に行うこと。
- ⑤ 原子力発電所に隣接する都市自治体等においては、今後の原子力防災対策に多大な経費が必要になることから、適切な財政措置を講じること。
- ⑥ 「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」については、都市自治体の実態に十分配慮すること。
- ⑦ 原子力施設の安全確保及び防災対策上における「安全協定」の位置付けを明確にすること。
- ⑧ 国は、安全規制に携わる人材の増強と育成を行い、現場における規制体制の強化を図るとともに、都市自治体における原子力専門職員等の配置・養成に対する支援措置を講じること。
- ⑨ 原子力発電施設以外にも放射性物質を扱う事業所及び運搬時における安全対策の徹底を図ること。

3. 中長期的なエネルギー政策について

- (1) 地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について国民的議論を尽くした上で必要な措置を講じること。
- (2) 原子力発電所の稼働に係る判断に当たっては、新たな規制基準を厳格に適用することはもとより、周辺地域の意見を十分に尊重すること。

真の分権型社会の実現による都市自治の確立等 に関する重点提言

都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。

2. 地方が自主的かつ自立的な行財政運営が行えるよう、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

また、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

3. 今後の地方分権改革においては、これまでの改革において実現に至らなかった権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。

4. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

5. まちづくりを主体的に実施するうえで、土地に対する多重な規制が支障になって

いることから、地域の実情に応じた土地利用を可能とするため、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関連法制の統一に向けた検討を早期に開始すること。

6. 都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。

また、新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。

7. 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、事前に都市自治体と十分協議するとともに、速やかな情報提供等を行うほか、十分な準備期間を設けること。

また、人的体制整備のための支援策を講じるとともに、システム改修等の準備経費を含め、都市自治体に新たな負担が生じないようにすること。

都市税財源の充実確保に関する重点提言

地方分権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、国は、次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

記

1. 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- (2) 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

2. 消費税率の引上げ

消費税率（国・地方）の引上げについては、持続的な社会保障制度を構築し、その安定財源を確保する観点から、平成 27 年 10 月からの措置についても法の規定に基づき適切に対応すること。

3. 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保

国・地方を通じた法人関係税収が、地方公共団体の行政サービスを支えるうえで重要な財源であることを踏まえ、その実効税率を引き下げ場合は、法人関係税に係る課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せて検討し、都市自治体の歳入に影響を与えないこと。

4. 地方法人課税の偏在是正に伴う都市自治体の意見の反映

消費税率（国・地方）10%段階で法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるに当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、企業誘致や地域の産業経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が損なわれることのないようにすること。

地方法人税制度は、地方消費税率の引上げに伴う地方団体間の財政力格差を是正

するために創設されたものであり、これを地方一般財源の不足に対する確保策としないこと。

5. 償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持

固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

とりわけ、償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

6. 車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保

自動車取得税については、その税収の7割が市町村に交付されている重要な財源であることから、消費税率（国・地方）10%段階における車体課税の見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。

また、自動車重量税についても、税収の4割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

7. 環境施策に係る地方の役割に応じた地方税財源の確保

地球温暖化対策のための税については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

8. 地方交付税総額の確保と法定率の引上げ、地方共有税の創設

- (1) 社会保障や老朽化・防災対策等を含めた社会資本整備をはじめ地域経済基盤強化、雇用対策等の都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。
- (2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方自治体の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ） 協定交渉に関する重点提言

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定は、国民生活に大きな影響を及ぼすものであることから、国民に対し、交渉内容に関する徹底した情報開示と明確な説明を行い、国民的議論を尽くすとともに、国益を守り、我が国の繁栄につながるよう交渉を進めること。

また、ＴＰＰ協定により打撃を受けることが懸念される国内の農林水産業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物等の重要品目を関税撤廃の対象から除外するとともに、食料安全保障の確保、食品の安全・安心の確保、国民皆保険制度の維持をはじめ、医療・社会福祉、政府調達等の各分野への懸念が現実のものとならないよう万全の体制で臨むこと。

あわせて、農林水産業の競争力強化に向けた取組を着実に実行するとともに、今後の施策を早期に明らかにし、食料自給率の向上に資する農林水産関連施策の一層の充実並びに持続可能な力強い農林水産業を確立すること。

社会保障・税番号制度の円滑導入のための地方自治体支援等 に関する重点提言

社会保障・税番号制度の導入を円滑に進めるため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 番号制度導入及び運用に係る経費については、番号カードの交付やクラウドへの移行等も含め、原則として全額を国において適切に措置すること。

特に、システム導入及び改修に係る経費については、国が設けた想定事業費を超える部分についても、地域の実態に即し、確実に財政措置を講じること。

2. 番号制度の導入を円滑に進めることができるよう、都市自治体と十分な協議・調整を行い、ガイドラインやシステムの詳細な仕様を早急に都市自治体へ情報提供するとともに、国民への周知徹底等を図ること。

また、システムの仕様等については、休日開庁等への対応や中間サーバのバックアップ機能としての活用についても十分配慮すること。

3. 番号制度については、ICT政策と一体的に推進するとともに、府省庁の枠組みを超えた社会基盤システムとして整備すること。

また、国民に正確な情報を提供しながら、利用範囲の拡大について検討を行うこと。

介護保険制度に関する重点提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化すること。

2. 低所得者対策等について

低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

特に、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための1,300億円は確実に確保すること。

3. 次期制度改正について

次期制度改正に当たっては、特に次の事項について、適切な措置を講じること。

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任において、当該システムの中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成の推進を図ること。

また、地域において医療・介護等関係機関の連携や態勢の構築が図られるよう、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

さらに、地域包括支援センターの機能・体制を強化するため、国において、十分な予算を確保すること。

- (2) 介護予防給付の地域支援事業への移行については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に配慮すること。

- ① 新しい総合事業を円滑に実施するため、都市自治体への財政支援等の充実を図るとともに、都市自治体の財政状況等により事業の実施に格差が生じることのないよう、人材や受け皿の確保に係る広域調整に必要な支援措置を講じること。

また、生活支援サービス等を担うNPO等は、地域により偏りがあることから、適切な支援と弾力的な対応を図ること。

- ② 新しい総合事業について、過度な利用者負担の増や入所規制等のサービス低下が生じないように、移行に伴い増加が見込まれる人件費に財政措置を講じること。
- ③ 事業費の枠を設定することについては、都市自治体において多様な事業の実施が求められていることを踏まえ、弾力的な対応を図ること。
- ④ 地域支援事業への移行に当たっては、早期に国民や事業所への周知徹底を図るとともに、円滑な導入と効率的な事業実施のため、都市自治体の意見を十分反映すること。

また、速やかな情報提供、指針の提示、先進事例の周知、研修の実施等、十分な支援を行うこと。

- ⑤ 認知症関連事業について、地域支援事業への移行後も補助制度を維持すること。
- (3) 救護施設等の福祉施設について、「住所地特例」の対象とすること。
 - (4) 軽度の要介護者に係る特別養護老人ホームへの入所については、地域の実態を十分検証したうえで、具体的な指針を示すこと。
 - (5) 小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行及び居宅介護支援事業所の指定権限の都市自治体への移譲については、地域により介護基盤の態様が異なることや、新たな事務が発生することを踏まえ、財政措置を含めて十分な支援を講じること。

4. 介護報酬等について

平成 27 年度以降の次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、報酬体系を簡素化するとともに、適切な人材の確保、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえ、地域やサービスの実態に即した報酬単価とするなど、適切な報酬の評価・設定を行うこと。

国民健康保険制度等に関する重点提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度改革について

(1) 国保基盤強化協議会等において十分かつ速やかに協議を行い、①国保の財政上の構造的な問題を解決する基盤強化の具体策を早急に明らかにするとともに、都道府県が保険者として国保の運営を担うことを基本として、都道府県と市町村の適切な役割分担を実現すること、②社会保障改革プログラム法の規定に基づき、平成 27 年通常国会に関係法律案を提出すること、③法の施行に当たっては、都
市自治体と十分協議し、その意見を反映すること。

あわせて、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

(2) 国保の財政上の構造問題を解消するため、消費税引上げによる保険者への財政支援の拡充 1,700 億円を早急かつ確実に実施すること。

また、更なる公費投入により財政基盤強化を図るため、後期高齢者支援金への全面総報酬割を導入することにより生じる財源を国保の支援に優先的に活用すること。

(3) 新たな制度への移行に際しては、被保険者や現場に混乱を招かないよう、十分な準備・広報期間の設定や速やかな情報提供を行うこと。

(4) 医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

特に、新制度発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

また、新たなシステム設計については、新制度が円滑に運用できるよう、都市自治体の意見を十分に踏まえ、国の責任において構築するとともに、十分な準備・検証期間を確保すること。

2. 国民健康保険制度について

(1) 新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の広域化を推進するとともに、国庫負

担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

(2) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

(3) 度重なる制度改正等により、市町村の事務負担が増加していることから、事務の効率化を図ること。特に、資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう措置を講じること。

(4) 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者支援金の加算・減算措置を撤廃すること。

3. 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。

地域医療・福祉施策に関する重点提言

地域医療・福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師・看護師等の確保対策及び地域医療の充実について

(1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、医学部を新設して地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

(2) 医師に一定期間、地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する仕組みについて検討すること。

(3) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

また、小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

(4) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じること。

(5) 水痘、成人用肺炎球菌等の今後新たに定期接種化されるワクチン及び既存の定期予防接種のワクチンに対し、十分な財源措置を講じること。

また、国民が等しく予防接種を受けることができるよう、国の責任において周知と十分な啓発を行うこと。

2. 少子化対策の充実について

(1) 子ども・子育て支援新制度について

① 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超の財源を確実に確保すること。

また、新制度の本格施行に向け、引き続き都市自治体と丁寧に協議を行い、

その意見を十分反映すること。

- ② 利用者、事業者及び都市自治体が子ども・子育て支援新制度に円滑に移行できるよう、利用者等に対する周知と都市自治体への速やかな情報提供に努めること。あわせて、移行に伴う都市自治体の事務負担の軽減を図るとともに、事務的経費等について必要な財政措置を講じること。

(2) 保育対策について

- ① 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。
- ② 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、保育所運営費等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、病児・病後児保育等を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

- (3) 人口減少社会に対応するため、既に多くの都市自治体を実施している子ども医療費無料化事業について、国の責任において制度化すること。

3. 障害者施策の充実について

- (1) 障害者総合支援法に基づく制度の見直しの検討に当たっては、障害者の生活が保障された安定的な制度となるよう、関係者や都市自治体の意見を十分に反映すること。

また、制度を改正する際には、都市自治体、利用者及び事業者等が円滑に移行できるよう、制度設計の速やかな情報提供等に十分配慮するとともに、システム改修費等の諸費用について十分な財政措置を講じること。

- (2) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超過負担が生じないよう、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じるとともに、障害特性等を考慮した障害福祉サービスや相談支援体制の充実等を図ること。

- (3) 事業者の参入を促すとともに、安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充を含め、必要な措置を講じること。

生活保護制度等に関する重点提言

生活保護制度等の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度については、受給者が増加し続けている都市自治体の危機的状況に対処し、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を円滑に実施するため、所要の措置を講じること。

また、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、今後も都市自治体と協議し、その意見を制度に反映すること。

2. 生活困窮者自立支援制度を円滑に運営するためには、相当の財源とマンパワーを要することや、関係機関の機能と役割の整理が必要であること等から、都市自治体をはじめ、現場を担う社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等の関係者と丁寧に協議を行い、その意見を十分反映すること。

また、持続可能な制度となるよう、国の責任において、人材の育成や法人等の参入を促進するための措置を行うとともに、十分な財政支援を講じること。

さらに、事業実施後の検証を行うに当たっては、都市自治体等から広く意見を聞き、制度に反映させること。

3. 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、急激な受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

廃棄物・リサイクル対策に関する重点提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 循環型社会形成推進交付金について

(1) 循環型社会形成推進交付金について、都市自治体に対し交付申請額が満額交付されるよう、所要額を確実に確保すること。

また、廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に充実させること。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。

2. 家電リサイクル制度について

(1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い方式」に改めること。

また、対象品目の更なる拡大を図ること。

(2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬費用、リサイクル費用については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が負担する仕組みとすること。

3. 容器包装リサイクル制度について

拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。

特に、都市自治体の収集運搬、選別保管に係る費用負担を軽減すること。

義務教育施策等に関する重点提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設に係る耐震補強事業等に対する財政措置の強化

(1) 公立学校施設等の耐震化事業を計画的に推進できるよう、必要な財源を確保するとともに財政措置の拡充を図ること。

特に、補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。

(2) 公立学校施設について、都市自治体が新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、所要の予算を確保するとともに、財政措置の拡充や交付決定の早期化を図ること。

また、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うこと。

2. 分権型教育の推進について

(1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。

(2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

3. 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級の推進等に向け、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。

4. 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童生徒に対する教員、特別支援教育支援員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実を図ること。

公共事業の充実に関する重点提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 災害に強い都市基盤の構築、地域経済の活性化を図るため、都市基盤の計画的かつ着実な整備に必要な公共事業予算を十分確保すること。
2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の社会資本整備や災害対策が計画的に進捗するよう、十分な予算を確保するとともに、採択基準の緩和など対象メニューを拡充すること。
また、両交付金制度の運用に当たっては、都市自治体が活用しやすい仕組みにするとともに、事務の簡素化に配慮すること。
3. 公共施設の老朽化対策
 - (1) 公共施設の老朽化に伴う維持管理・更新等に対する財政措置及び技術的支援を充実するとともに、機能の集約化・複合化による公共施設の更新（再生）を実施する際には、省庁の規制に捉われない施設整備計画を認めること。
 - (2) 公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、都市自治体の実情を踏まえ、財政措置及び技術的支援を充実すること。

道路整備財源の確保等に関する重点提言

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源の充実強化を図ること。
2. 高速自動車国道、一般国道、地方道等におけるミッシングリンクを解消し、有機的なネットワークを形成するとともに、その整備に当たっては、大規模災害時における代替性の確保や広域的な医療サービスの提供等、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保したうえで、早期完成を図ること。
3. 道路・橋梁等の耐震化、老朽化に伴う維持管理・更新等に対する財政措置及び技術的支援を充実すること。

特に、道路法施行規則第4条の5の2に基づく道路の維持又は修繕に係る経費については、十分な財政措置を講じること。

空き家・空き建築物対策の充実に関する重点提言

空き家・空き建築物の解体撤去等、適正管理を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住民の安全を守る観点等から、管理放棄された空き家等について、都市自治体が所有者に対し適正な管理を促すための措置や直接かつ容易な立入調査及び解体撤去等が行えるよう早期の法整備を図るとともに、必要な税財政上の措置を講じること。
2. 地域住民等が集会所等として空き家等を利用する場合、家賃補助の創設など、空き家等の活用を促進するための支援制度を拡充すること。

運輸・交通施策の推進に関する重点提言

運輸・交通施策の更なる推進及び地域生活交通の維持、地域の振興を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線の早期開業等

(1) 整備新幹線の利便性の向上を図るとともに、建設財源を安定的に確保し、早期全線開業を目指すこと。

また、基本計画に定めている未整備区間の事業化実現に向けて取り組むこと。

(2) 沿線自治体の負担が軽減されるよう、整備新幹線の建設費及び新駅周辺地域の整備に対する財政措置を講じること。

また、新駅設置及び二次交通の充実等に対する適切な支援措置を講じること。

2. リニア中央新幹線開業に伴う周辺整備等

(1) リニア中央新幹線の整備に当たっては、都市自治体等との意見交換に努め、周辺環境の保全のために適切な措置を講じること。

(2) リニア中央新幹線開業に向けて、中間駅の周辺整備やアクセス道路の整備が円滑に推進できるよう、財政支援措置を講じること。

3. 都市鉄道の路線延長、利便性の向上及び関連施設整備促進に必要な財政支援措置を講じること。

また、都市鉄道等利便増進事業における補助制度の拡充を図ること。

4. 地域公共交通活性化策への支援の充実

(1) 地域住民の日常生活に必要不可欠な地域公共交通の確保及び機能の強化、持続可能な地域公共交通ネットワークを形成するため、地域の実情に応じた関連施策を充実させるとともに、必要な財政支援措置を講じること。

(2) 生活交通の利用環境を改善するため、鉄道駅等のバリアフリー化の推進について、十分な予算を確保するとともに、財政支援措置を講じること。

(3) 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線やコミュニティバス路線等が、安定的に維持できるよう、地域の実情に応じ、車両の保安基準を緩和するなど法制度の弾力的運用を図るとともに、恒久的な財政

支援措置を講じること。

また、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」等の補助要件を緩和し、対象事業を拡大するなど、支援体制の拡充を図ること。

- (4) 島しょ部の生活交通として欠かせない離島航路等を維持・確保するため、施策の充実を図るとともに、積極的かつ恒久的な財政支援措置等を講じること。

5. 港湾整備事業の推進

- (1) 「港湾整備事業」及び「海岸整備事業」の促進を図るため、必要な予算を確保すること。

また、その整備に当たっては、物流機能の確保、災害時の避難機能の確保及び海上輸送網の維持等、国土強靱化の取組を推進すること。

- (2) 国際戦略港湾において、ハブ機能の強化に向けたコンテナターミナル等のインフラ整備や貨物集約等の総合的な施策を集中的に実施することにより、国際競争力を強化すること。
- (3) 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、被害を軽減するため、防潮（波）堤の整備、耐震化等をはじめハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を促進すること。
- (4) 既存港湾施設や海岸保全施設の有効活用を図るため、港湾施設等の老朽化に伴う維持管理・更新等に対する財政措置及び技術的支援を充実すること。

農林水産政策の推進に関する重点提言

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 新たな農業政策の推進

- (1) 経営所得安定対策については、真に農業者の経営安定に資する制度とするため、地域の特性や実情を反映し、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重するとともに、充実強化を図ること。
- (2) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担軽減を図り、取り組みやすい事業とし、更なる充実強化を図ること。
- (3) 農地中間管理機構からの業務委託については、都市自治体への新たな経費や事務負担が生じることのないよう財政措置を講じること。

2. 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保するための支援措置の充実を図ること。

また、青年就農給付金の対象要件を緩和するとともに、農業経営基盤強化準備金制度の適用期間を延長すること。

3. 農業農村整備事業の推進

- (1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備や保全管理を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の充実強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。
- (2) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災・減災対策を充実強化し、一層の財政措置を講じること。

4. 経済連携協定（E P A）や自由貿易協定（F T A）交渉等においては、国内の農林水産業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、小麦、乳製品をはじめとする重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

5. 畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことから、配合飼料価格安定対策を推進すること。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用に向けた取組を一層推進するなど、更なる経営安定対策を講じること。

6. 鳥獣被害防止対策の充実強化

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、「鳥獣被害防止総合対策」及び「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業」を継続的な制度とし、更なる充実強化を図ること。
- (2) 野生鳥獣による被害が一層深刻な状況にあることから、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、広域的な個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を一層推進し、安全かつ効率的・効果的な対策を講じること。

7. 森林整備対策等の充実強化

- (1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を継続的かつ安定的に維持・発揮するために必要な財政支援措置を講じるとともに、迅速な支援が行えるよう事務の効率化を図ること。
- (2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の一層の推進を図るとともに、必要な予算を確保すること。
また、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。
- (3) 水源の保全を強化するため、外国資本等による森林買収とそれに伴う大規模な伐採について、適切な措置を講じること。

8. 水産業の再生を図るため、地域の実情に応じた水産業の経営安定・体質強化対策及び水産物の加工・流通・消費対策、漁港の多面的利用の促進並びに水産資源の回復・管理対策を一層強化すること。

また、漁港施設の老朽化対策並びに防災・減災対策をはじめとする水産基盤整備の充実強化を図るとともに、十分な予算を確保すること。

9. 農業経営の安定と食料・農業・農村施策の総合的な推進を図るため、燃油価格高騰対策を充実強化すること。

あわせて、農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国

産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置並びに農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例措置等を恒久化するなど、農林漁業者の負担軽減措置を拡充すること。

地域経済の活性化に関する重点提言

デフレと景気低迷からの脱却及び地域経済の活性化等を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 強い経済を取り戻すため、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を確実なものとし、需要の継続的拡大、新たな雇用の創出、投資の拡大、新規事業の展開などのチャレンジを促し、経済成長の更なる推進を図ること。

また、国は、地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた支援措置の充実を図るとともに、都市自治体等が独自に実施する地域経済の振興策について財政支援措置を講じること。

2. 国内産業の流出防止と地域経済の活性化など、さらには生産拠点の分散促進による災害に強い国内産業体制を構築するため、産業団地の造成・再整備、企業誘致に対する支援体制の構築や財政支援を実施すること。

また、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境の更なる改善を図ること。

3. 厳しい景況下にある中小企業者・小規模事業者等を支援するため、「セーフティネット保証制度」の認定基準の緩和や「小口零細企業保証制度」の維持・拡大を図るなど、金融支援制度の充実並びに税制上の優遇措置の拡大を図ること。

また、後継者不足などの課題を抱える伝統工芸品産業等の中小企業・小規模事業者等について、企業の能力や地域資源を活用し、将来に渡り事業を維持・発展させることができるよう、引き続き人的支援を含む総合的な財政支援を講じること。

さらに、消費税増税の際には、景気対策等、中小企業・小規模事業者等への影響を考慮した支援を行うこと。

4. 地球温暖化対策や環境分野への投資による景気対策、並びに安定的な電力供給体制の整備促進を図るため、再生可能エネルギー等の導入に係る関係法令の手続きの簡素化や補助制度の拡充等、総合的な財政支援措置を講じること。

また、公共施設等への再生可能エネルギーの導入促進を図るため、関係法令等における規制緩和を行うこと。

5. 観光案内標識等の設置や観光客の受入れに係る環境整備など、都市自治体等が行う観光振興施策に対して、総合的な財政支援措置を講じるとともに、魅力ある地域ブランドの創出に対する支援の拡充を図ること。

6. 「電源立地地域対策交付金」（水力発電施設周辺地域交付金相当分）について、交付限度額等の拡充、事務手続きの簡素化及び制度の恒久化を図ること。

また、電気の安定供給に寄与する本交付金については、弾力的に活用できるよう、制度の改善を図ること。

7. 「半島振興法」については、法期限を延長し支援措置を継続すること。